

各 介護職員（等特定）処遇改善加算算定事業者（所）様

田辺市 保健福祉部長  
（ 公 印 省 略 ）

令和3年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る実績報告書の提出について(通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度に介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」と表記。）又は介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」と表記。）の算定を行った田辺市指定の事業者におかれましては、令和3年度分の最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、本市まで実績報告書を提出する必要があります。

つきましては、令和3年度の処遇改善加算・特定加算を算定している最終のサービス提供月が令和4年3月の事業者にあつては、下記により実績報告書等の提出をお願いします。

## 記

### 1. 提出期限

令和4年7月29日（金）必着

※年度途中で事業廃止や算定を中止した場合は最終の加算の支払いがあった月の翌々月末

### 2. 提出書類

次の書類を提出してください。（様式は、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページ、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算（実績報告）について」に掲載しています）

【URL: <http://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>】

提出書類	●実績報告書（別紙様式3-1） ●実績報告書（別紙様式3-2）
その他の留意事項	●各月の給与明細や勤務記録、国民健康保険団体連合会から毎月送付される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の写し(令和3年5月～令和4年4月審査分)等、実績報告書の積算根拠となる資料については、提出の必要はありませんが、別途、本市から求める場合がありますので、求められた場合は、速やかに提出できるよう適切に保管しておいてください。

※ 介護サービス事業所等を複数運営している事業者は、複数の事業者等に係る「介護職員処遇改善実績報告書」（処遇改善加算関係）、「介護職員等特定処遇改善加算実績報告書」（特定加算関係）をそれぞれ一括して作成することができます。

ただし、その場合であっても、実績報告書の提出はそれぞれの指定権者に対して行う必要があります。

### 3. 提出方法及び提出先

原則メールにより、実績報告書エクセルファイルをやすらぎ対策課指導係のメールアドレス

**[yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp](mailto:yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp)** までお送りください。件名は、「**【事業者名】令和3年度介護職員処遇改善加算等実績報告**」としてください。

メールによる提出が難しい場合は、郵送または持参により提出ください。

郵送に当たっては、簡易書留等の発送又は収受の記録ができる方法としていただき、封筒に「令和3年度介護職員処遇改善加算等実績報告」と明記してください。

#### 提出先

〒 646-0028 田辺市高雄1丁目23番1号

田辺市民総合センター内 田辺市 やすらぎ対策課 指導係

電 話 0739-33-7033 F A X 0739-25-3994

メールアドレス: [yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp](mailto:yasuragi-shidou@city.tanabe.lg.jp)